

入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 名称 東大阪市本庁舎 16階執務室間仕切り設置等業務
- (2) 委託期間 契約締結から令和5年6月23日まで
- (3) 業務内容 間仕切り設置・什器移設・ブラインド加工等
- (4) 履行場所 東大阪市本庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 仕様書等 管理課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 12階 企画財政部資産経営室管理課
- (2) 日時 令和5年4月12日（水）
※ 同日中に、東大阪市ウェブサイト（管理課ページ）にも掲載する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 東大阪市財務規則第88条第2項の規定により令和3年・4年・5年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 仕様書に示す当該業務において、仕様書及び関係法令を遵守し、当該業務執行にあたることを誓約できること。
- (6) 委託業者決定の翌日から業務開始日までの間に、本業務の習熟度を深め習得し、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

4 スケジュール

| 項目 | 日程 | 手続の方法 | 詳細 |
|----------------|--|-----------------|------|
| 質疑受付 | 令和5年4月12日(水) 9時～ 令和5年4月19日(水) 17時30分 | 管理課へメール | 5を参照 |
| 同等品申請 | 令和5年4月24日(月) 9時～ 令和5年4月25日(火) 17時30分 | 管理課へメール | 6を参照 |
| 入札参加資格 審査申請 | 令和5年5月8日(月) から 令和5年5月12日(金) まで ※各日9時から17時30分まで | 管理課へ持参 (郵送可) | 7を参照 |
| 入札参加の辞退 | 令和5年5月22日(月) 入札開始まで | 管理課に連絡 | 7を参照 |
| 入札及び開札 | 令和5年5月22日(月) 11時00分 | 別館2階 第1入札室 | 8を参照 |

5 質疑及び回答

入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、「質疑書(様式5)」により企画財政部資産経営室管理課までメールにて令和5年4月19日(水)17時30分までに送信すること。
(送信後、電子メール送付の一報を管理課へ行うこと。)

また、質疑に対する回答については、令和5年4月21日(金)に管理課ウェブサイトにて公表する。質疑に入札参加者名を特定できる内容等が含まれる場合は、回答の際に一部加工することがある。

また、質疑に際して現地確認が必要な場合は管理課まで連絡し日程調整すること。

なお、質疑がない場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づいて行い、入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 同等品申請

(1) 同等品申請をする場合は別紙「基準品リスト」の仕様を満たすこと。

(2) 基準品以外の物品での入札を希望する場合は、製品名・型番・定価・仕様等が記載

されたカタログ等（該当ページを抜粋したもの）の資料を添付のうえ、「同等品承認申請書（様式6）」を提出すること。

(3) 原則として、入札時において製品化されたものであること。基準品以外の製品を特注加工して同等品承認申請する場合は、特注加工の内容と性能が証明できる資料（製品図、定価証明書（書式は任意））を添付して提出すること。

(4) 本仕様書に記載する事項以外においても、基準品において備える性能を概ね満たすものであること。

(5) 同等品承認申請についてはメールのみの受付とする。

受付方法：別紙様式にて、同等品承認申請書及び資料をメールにて受付する。

なお送信後は必ず企画財政部資産経営室管理課まで電話にて受信確認すること。

受付期間：令和5年4月24日（月）9時から令和5年4月25日（火）17時30分まで

(6) 同等品承認が得られていない製品での入札は認めない。

7 入札参加資格申請に関する事項

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加の審査を受けなければならない。

| 番号 | 書類の名称 | 注意事項 | 様式 |
|----|--------------------------|-------------------------------------|-----|
| 1 | 入札参加申請書 | 押印省略可 | 様式1 |
| 2 | 誓約書 | 押印省略可 | 様式2 |
| 3 | 入札参加確認通知書 | 会社名を記入すること。 | 様式3 |
| 4 | 受付票 | 会社名を記入すること。 | 様式4 |
| 5 | 674円切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留） | 入札参加確認通知書の返信用封筒に使用するので、宛名を記入しておくこと。 | |

※ 各様式は、ウェブサイトよりダウンロードすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 12階 企画財政部資産経営室管理課

イ 申請期間 令和5年5月8日（月）から令和5年5月12日（金）までの各日

9時から17時30分まで（持参または発送記録が確認できる方法での郵送のみ有効。）

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和5年5月16日（火）に通知を発送する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、本市企画財政部資産経営室管理課まで書面を持参し提出、または発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和5年5月22日（月）入札開始までに電話にて管理課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

8 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

(2) 日時 令和5年5月22日（月）11時00分（時間厳守）

(3) 開札 入札直後同室で入札者立会の下で行う。

9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止となった者。

(2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者。

(3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者。

(4) 入札の指定場所及び指定日時に出席しなかった者。

(5) 入札に参加することが適正でないと決定された者。

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

(1) 入札に遅刻又は無断で欠席した場合は、失格とする。

(2) 入札書に記載する金額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。

(3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)

(4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。

(件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、失格となるので注意すること。)

※ 入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

(5) 本市届出印以外の印鑑を用いて入札する場合は、代理人により入札することができず。その場合、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げるものを記載し、本市届出印及び代理人印を押印すること。

①入札日及び件名

②届出の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名

④代理人の氏名

※委任状は入札参加確認通知書送付の際、同封する。

本市届出印を入札書に押印する場合、委任状は不要。

1 2 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1 3 契約事項

- (1) 落札者決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の3以上とする。但し本市財務規則第117条の第3号の規定に該当する場合は免除とする。
- (3) 契約締結に際しては、東大阪市暴力団排除条例第8条第2項の規定により、暴力団員密接関係者ではないことを表明した誓約書を提出すること。

1 4 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ①親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者
 - ②親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④一方の会社の役員、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

1 5 問い合わせ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市企画財政部資産経営室管理課 高田

TEL: 06-4309-3125 メールアドレス: kanri@city.higashiosaka.lg.jp